

第2回
宮崎市児童相談所の
あり方検討委員会

令和5年12月27日
宮崎市

目次

01 こども家庭センターの機能

02 児童相談所の機能

03 一時保護所の機能

04 必要な諸室



01

こども家庭センターの機能

児童相談所とこども家庭センターの体制について①（案）

◆妊産婦や子育て世帯、子どもにとって、受け入れやすく、分かりやすい相談支援体制

	児童相談所	こども家庭センター
位置づけ	強力な行政権限を法に基づき迅速・適正に行使するとともに、高度な専門性を必要とする相談や児童虐待対応を行う機関	全ての妊産婦や子育て世帯、子どもに対して、一体的に相談支援を行う機能を有し、地域とのつながりを活かした、子育て支援や見守り等により、児童虐待の発生予防的支援を行う機関
役割分担	<ul style="list-style-type: none">● 児童虐待対応（重度）<ul style="list-style-type: none">・ 専門的な相談、助言・指導・ 一時保護、養護施設等への措置・ その他法的権限● 児童虐待の再発防止（子どもや保護者のメンタルケアなど）	<ul style="list-style-type: none">● 児童虐待の未然防止<ul style="list-style-type: none">・ 地域との連携強化（要保護児童対策地域協議会）● 児童虐待対応（中度～軽度）● 児童虐待の再発防止（地域における見守りなど）
	<ul style="list-style-type: none">● 療育手帳の判定● 社会的養護の体制強化 など	<ul style="list-style-type: none">● 妊産婦支援、乳幼児支援● 育児相談、助言・指導● 子育て支援サービスの提供 など

児童相談所とこども家庭センターの体制について②（案）

（仮称）宮崎市児童相談所

こども家庭センター

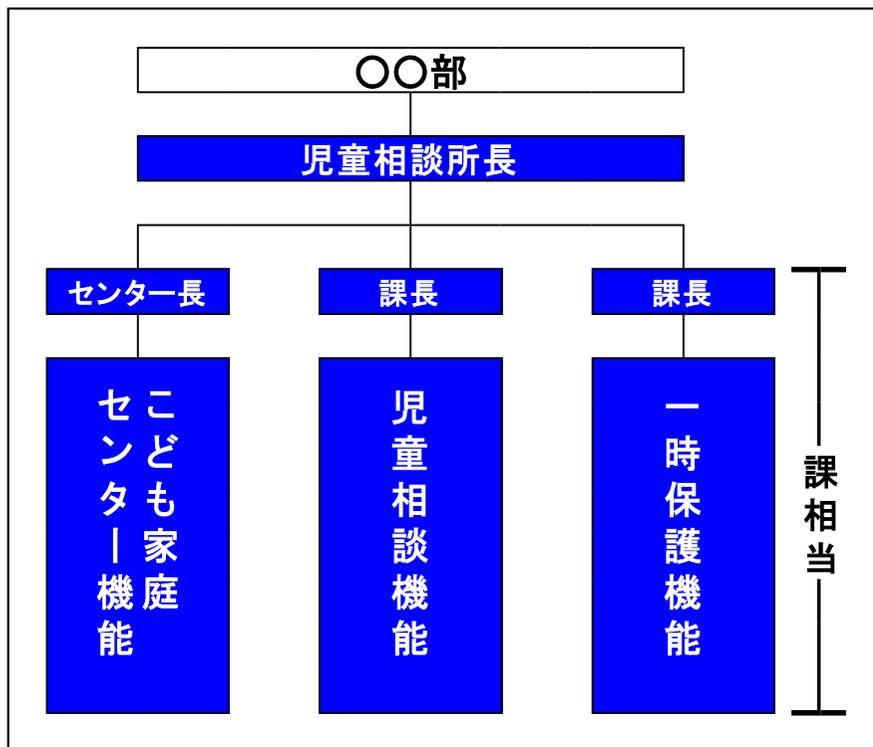
形態

同一建物内に設置

体制

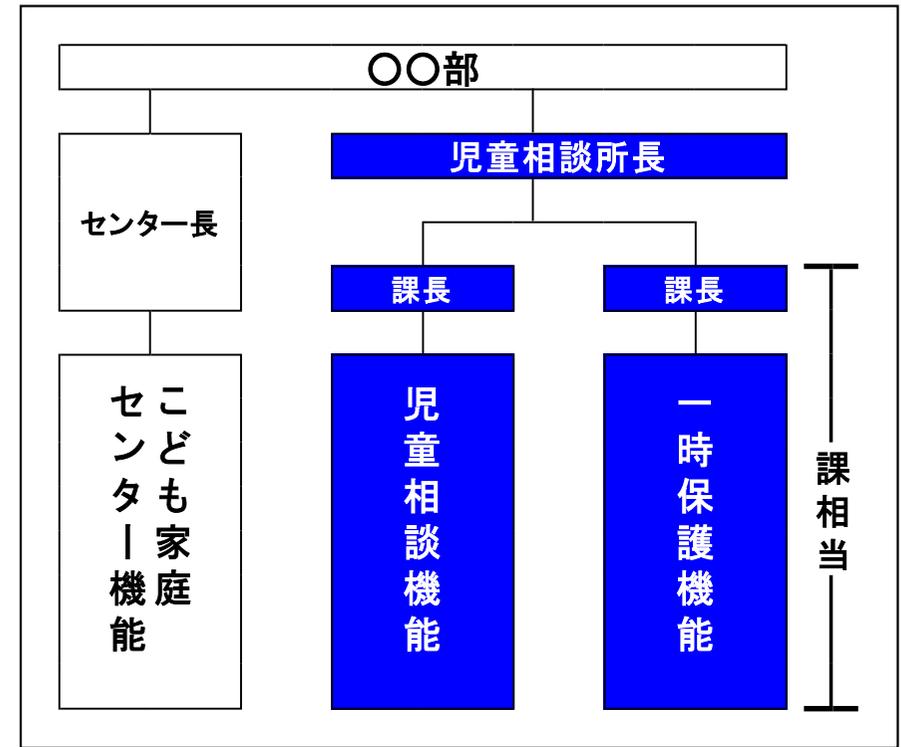
<体制（案1）>

・所長の指揮命令系統に「児童相談所機能」「一時保護所機能」「こども家庭センター機能」が入る。



<体制（案2）>

・所長の指揮命令系統に「児童相談所機能」「一時保護所機能」が入る。

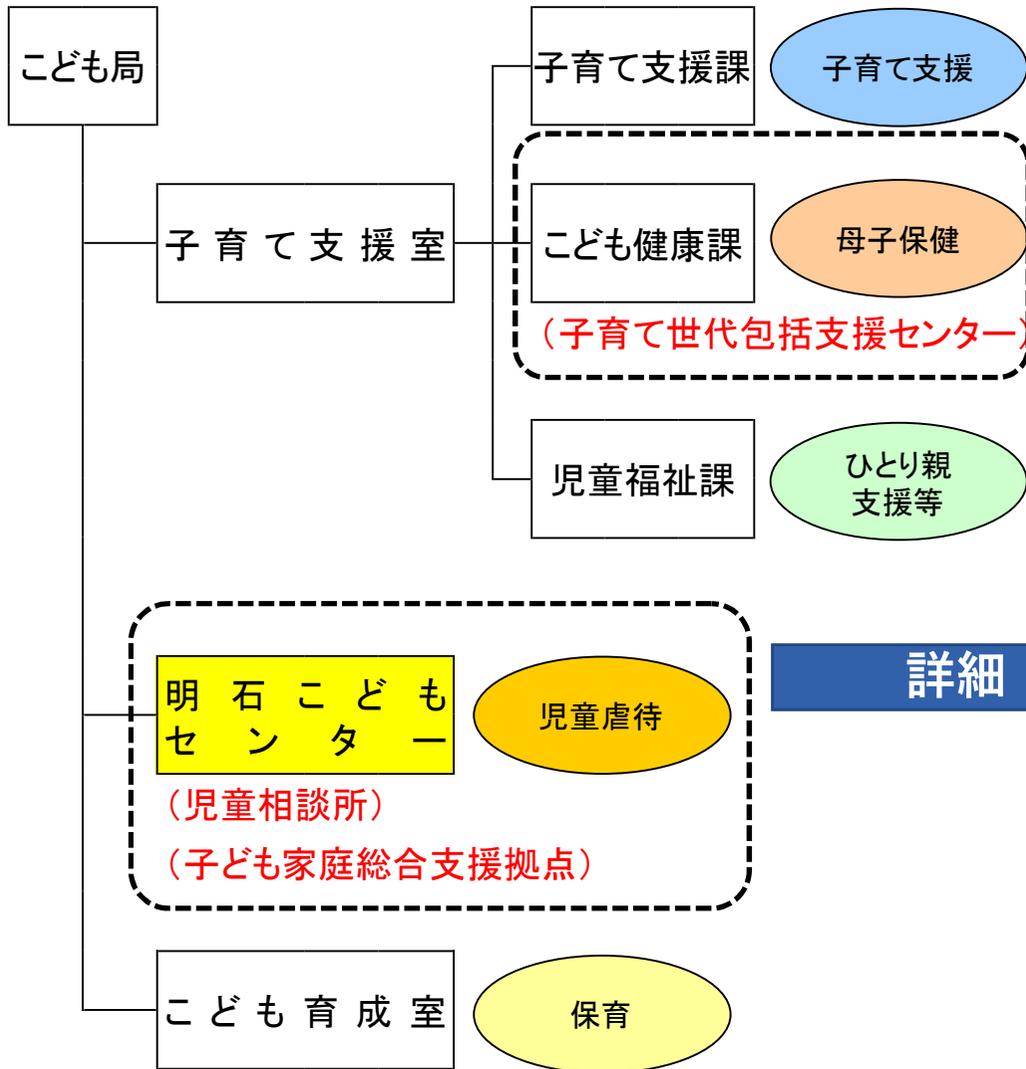


▶ 両機関が相互に連携・協力を図りながら対応

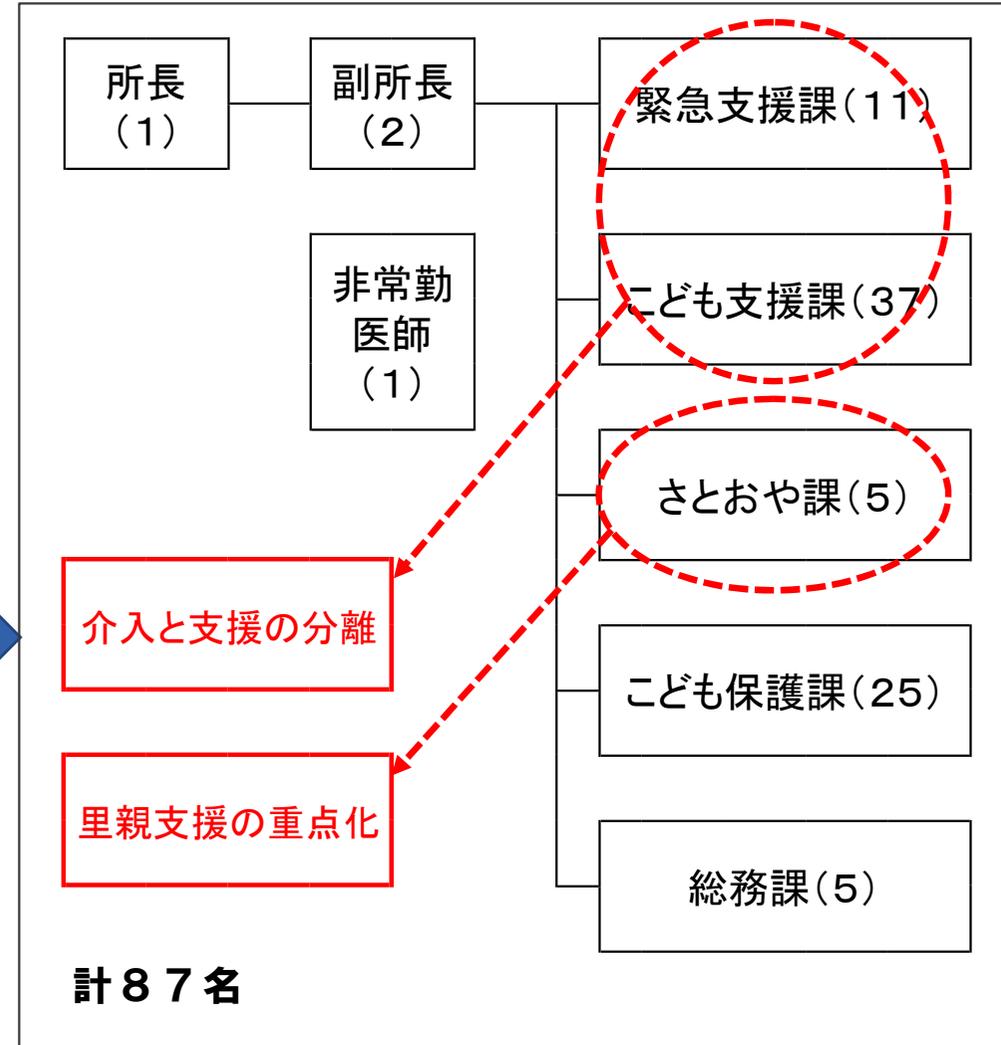
他市の体制（参考）①

【明石市の体制】

R5.4.1時点



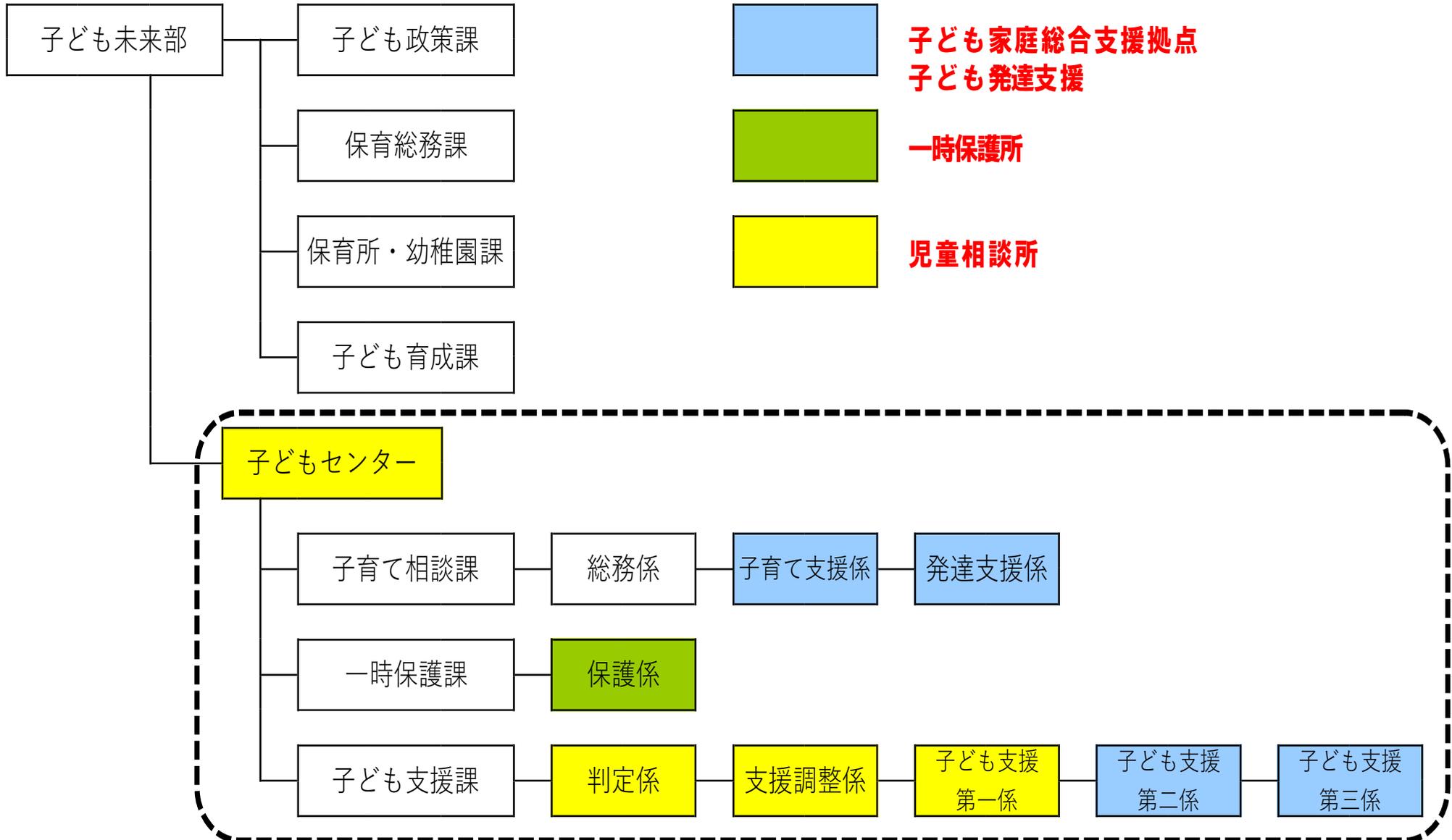
詳細



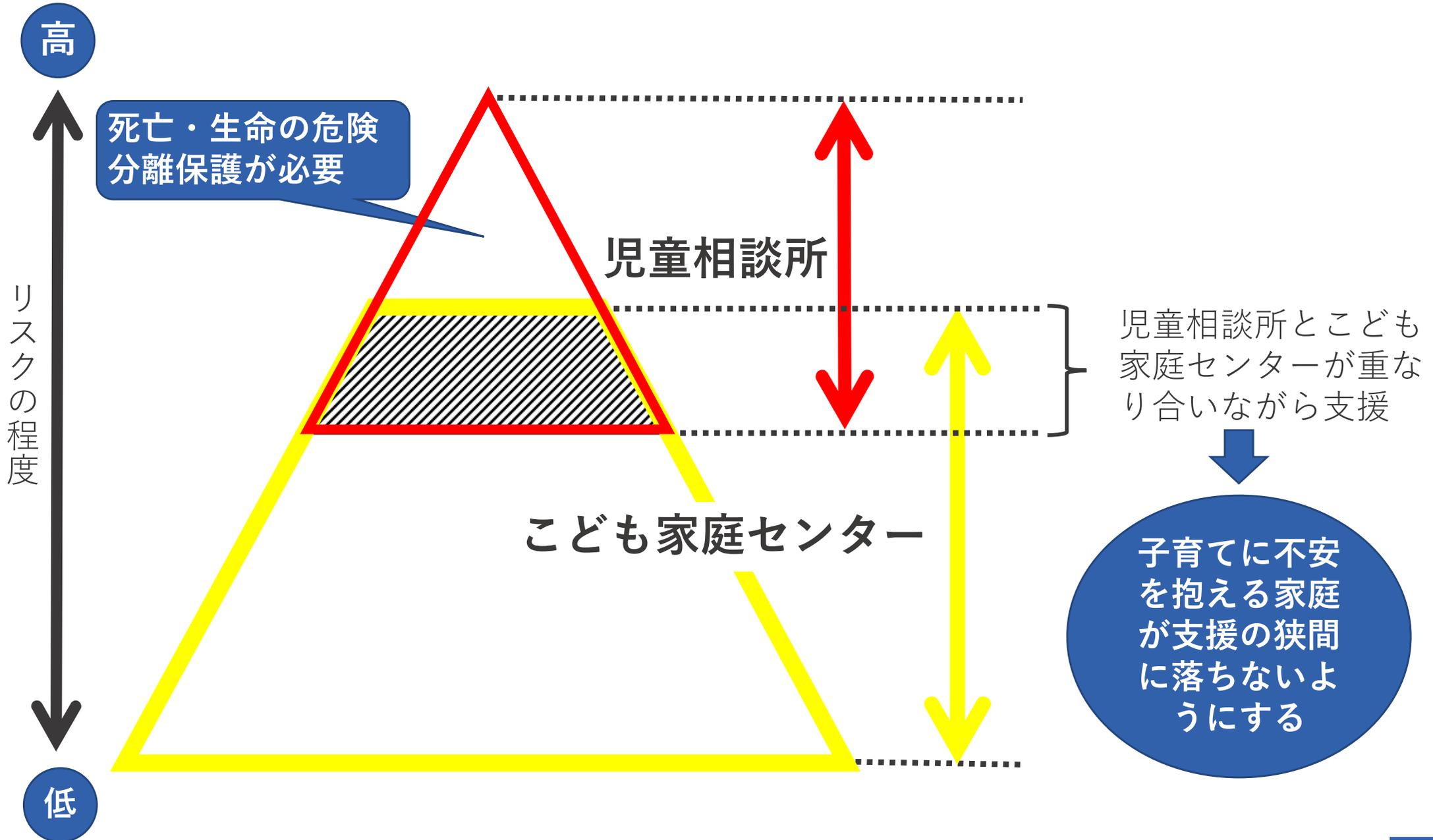
他市の体制（参考）②

【奈良市の体制】

R5.4.1時点



児童相談所とこども家庭センターの体制（イメージ図）



こども家庭センターとは

母子保健機能と
児童福祉機能の
一体化

- センター長、統括支援員の配置
- 連携・協働・情報共有

相談支援体制
の強化

- 虐待の予防から継続支援
- 妊娠期から子育て期

ソーシャルワークの
中心的な役割

- 関係機関のコーディネート
- 地域資源や必要なサービスとのつなぎ

▼
切れ目のない支援

児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行う

こども家庭センターの要件

こども家庭センターは、児童及び妊産婦の福祉及び母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設。

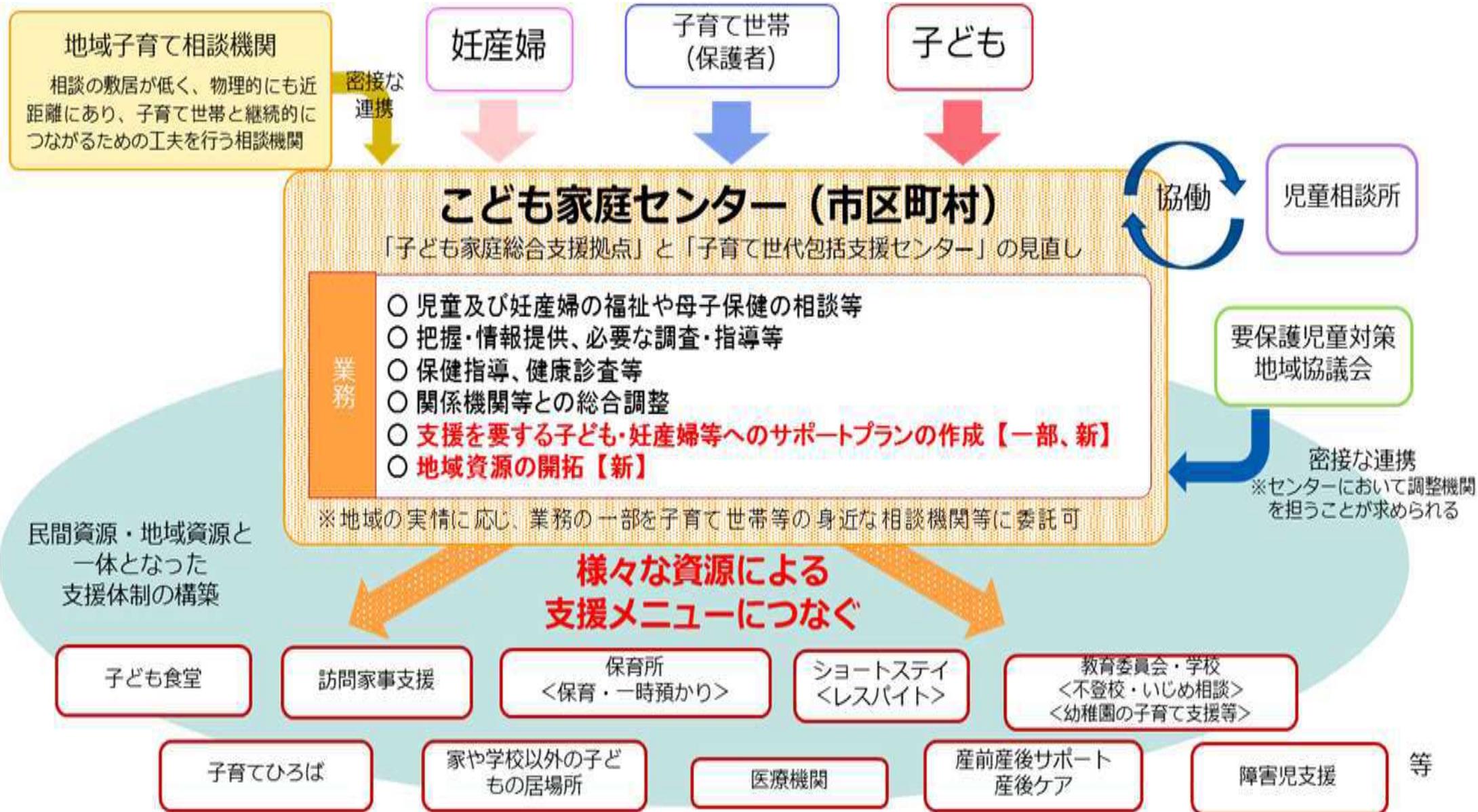
(改正後の児童福祉法第10条の2第2項及び母子保健法第22条参照)

【要件】

1. **母子保健機能（旧子育て世代包括支援センター）及び児童福祉機能（旧市区町村子ども家庭総合支援拠点）双方の機能の一体的な運営**を行うこと。
2. 母子保健機能及び児童福祉機能における双方の業務について、組織全体のマネジメントを行う責任者である、**センター長**をこども家庭センター1か所あたり**1名配置**すること。（※）
3. 母子保健機能及び児童福祉機能における双方の業務について十分な知識を有し、俯瞰して判断することのできる**統括支援員**をこども家庭センター1か所あたり**1名配置**すること。
4. 改正後の児童福祉法第10条の2第2項及び母子保健法第22条に規定する業務を行うこと。
5. 当該施設の**名称は「こども家庭センター」**（又はこれに類する自治体独自の統一的名称）**を称すること。**

(※) …小規模自治体等、自治体の実情に応じてセンター長は統括支援員を兼務することができる。

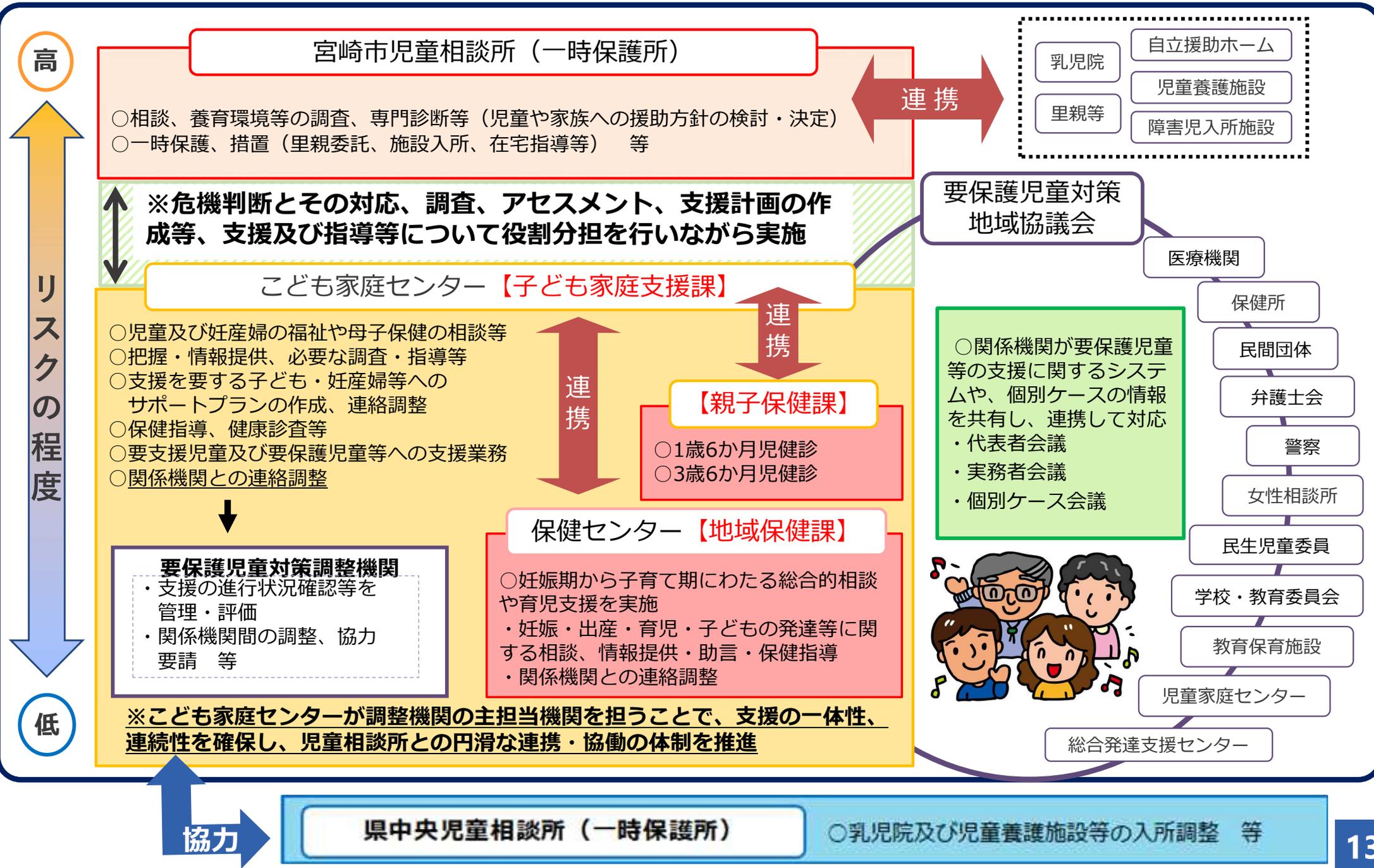
こども家庭センターの組織図



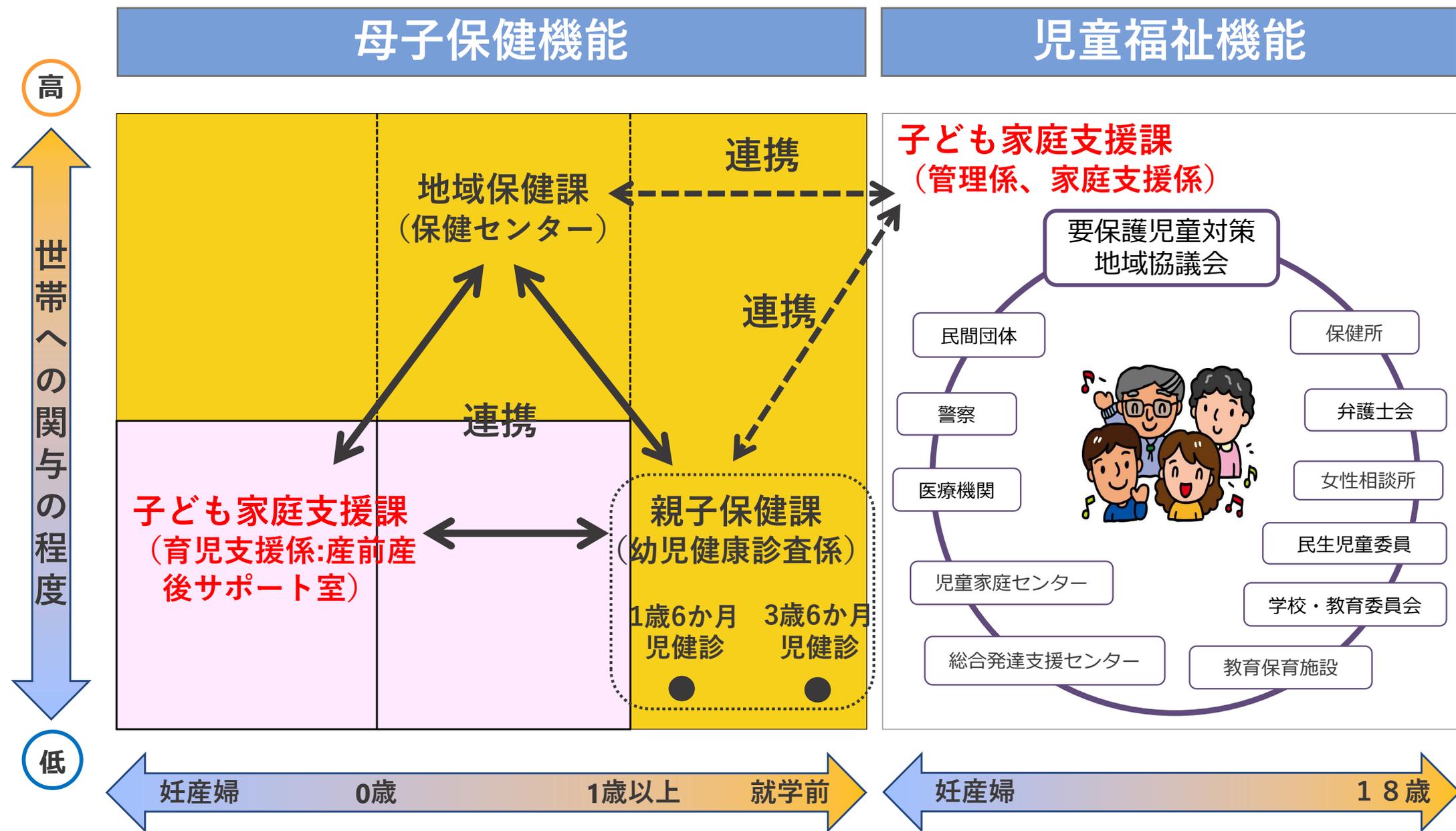
子ども未来部の主な支援メニュー等

事業名	実績（R4）	
子育て短期支援事業	施設数/延べ利用日数	5箇所/195日
子育て世代包括支援センター利用者支援事業	延べ人数	3,352人
産前・産後サポート事業（ママ'サロン）	実施回数 参加延べ人数	妊婦20回/産婦42回 妊婦40人/産婦121人
産後ケア事業	デーサービス型(2時間) デーサービス型(6時間) アウトリーチ	30回/実12人 15回/実5人 33回/実13人
一時預かり事業（補助対象施設）	一般型（延べ利用数） 幼稚園型（延べ利用数）	89箇所/7,681人 71箇所/274,328人
地域子育て支援センター	施設数/利用者数	35箇所/104,367人
ファミリー・サポート・センター事業	依頼会員/援助会員	2,087人/684人
児童館・児童センター	箇所数	24箇所
児童遊園・児童広場	箇所数	14箇所/8箇所
子ども食堂	箇所数	40箇所
子どもの第三の居場所運営事業	延べ利用者数	1,805人

宮崎市における子どもとその家庭等に対する支援体制（案）



宮崎市における子どもとその家庭等に対する支援体制（現状）



02

児童相談所の機能

児童相談所の機能①



援 助	
1 在宅措置等 (1) 措置によらない指導 (12②) ア 助言指導 イ 継続指導 ウ 他機関あつせん (2) 措置による指導 ア 児童福祉司指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) イ 児童委員指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) ウ 市町村指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) エ 児童家庭支援センター指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) オ 知的障害者福祉司、社会福祉主事指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) カ 障害児相談支援事業を行う者の指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) キ 指導の委託 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) (3) 訓戒、誓約措置 (27①Ⅰ)	2 児童福祉施設入所措置 (27①Ⅲ) 指定発達支援医療機関委託 (27②) 3 里親、小規模住居型児童養育事業委託措置 (27①Ⅲ) 4 児童自立生活援助の実施 (33の6①) 5 市町村への事案送致 (26①Ⅲ) 福祉事務所送致、通知 (26①Ⅲ、63の4、63の5) 都道府県知事、市町村長報告、通知 (26①Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ、Ⅶ) 6 家庭裁判所送致 (27①Ⅳ、27の3) 7 家庭裁判所への家事審判の申立て ア 施設入所の承認 (28①②) イ 特別養子縁組適格の確認の請求 (33の6の2①) ウ 親権喪失等の審判の請求又は取消しの請求 (33の7) エ 後見人選任の請求 (33の8) オ 後見人解任の請求 (33の9)

(数字は児童福祉法の該当条項等)

出典：「児童相談所運営指針」

児童相談所の機能②

相談機能	子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、必要に応じて子どもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定（総合診断）し、それに基づいて援助指針を定め、自ら又は関係機関等を活用し一貫した子どもの援助を行う。（法第12条第2項）
養護相談	保護者の病気、死亡、家出、離婚などにより子どもを養育できないなどの相談
障害相談	子どもの発達上の問題や心身の障害などに関する相談
非行相談	子どもの家出、窃盗、乱暴、性非行などに関する相談
育成相談	子どもの性格行動、しつけ、適性、不登校などに関する相談
保健相談	低出生体重児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患などに関する相談
その他の相談	里親希望に関する相談、養子縁組に関する相談、夫婦関係等についての相談など
一時保護機能	必要に応じて子どもを家庭から離して一時保護する機能 （法第12条第2項、第12条の4、第33条）
措置機能	子ども又はその保護者を児童福祉司等に指導させるほか、子どもを里親等に委託し、又は児童福祉施設等に入所させる等の機能（法第26条、第27条）

児童相談所の機能③

受理会議

- 児童相談所で受け付けた事例の協議。主担当者、調査及び診断の方針、**安全確認の時期や方法、一時保護の要否等**を検討。
- 既にとられた対応の適否や調査・診断中の事例の結果を報告、再検討し、最も効果的な相談援助方法を検討。

調査

- 子どもの健全な成長発達にとっての最善の利益を確保する観点から、**子どもや保護者等の状況等を調査**

診断

- 子どもの状況及び家庭、地域状況等について十分に理解し、**問題解決に最も適切な専門的所見を確立**。
- 医学（特に精神医学及び小児医学）、心理学、教育学、社会学、社会福祉学等の**専門的知識・技術を効果的に活用し、客観的に診断**。

判定

- 判定は、相談のあった事例の総合的理解を図るため、**診断をもとに、各診断担当者等の協議により行う総合診断**。

援助方針会議

- 調査、診断、判定等の結果に基づき、子どもの健全な成長発達にとっての最善の利益を確保する観点から、**その子どもや保護者等に対する最も適切で効果的な援助指針（援助方針）を作成**。
- 原則として受理会議後、児童相談所が相談援助活動を行うこととしたすべての事例の援助について検討。
- また、現に援助中の事例の終結、変更等についても検討

児童相談所の機能【親子関係再構築支援】④

令和4年児童福祉法等改正法により親子再統合支援事業が都道府県等の事業として新たに規定。

1. 親子関係再構築支援の定義

※ 親子関係再統合支援 = 親子関係再構築支援

こどもと親がその相互の肯定的なつながりを主体的に回復するために、**虐待をはじめとする養育上の課題や問題により傷ついた親子関係の修復や再構築に取り組むこと**

2. 親子関係再構築支援の原則

- ① こどもの援助指針等における親子関係再構築
- ② 当事者である家族（「こども」と「親」）と一緒に考える
- ③ こどもを支える人・機関と連携した援助指針等の策定
- ④ 親子関係再構築支援 = 保護者支援プログラムの活用、ではない

3. 児童相談所における親子関係再構築支援の体制強化

- 親子関係再構築支援を実施するための**児童相談所の組織づくり**
- 児童相談所でのノウハウ共有のための**研修体系の構築**
- 多様な主体との**「協働」による親子関係再構築支援の実践**
- 児童相談所が行う親子関係再構築**支援メニューの充実**

児童相談所の機能【こどもの権利擁護】⑤

令和4年児童福祉法等改正法では、こどもの意見表明等支援事業が創設されるとともに、こどもの権利擁護に係る環境整備が都道府県等の業務として規定。

I こどもの意見聴取等措置

■ 意見聴取等措置が必要となる場面

- 一時保護、在宅指導等措置、施設入所、里親等委託、指定発達支援医療機関への委託の決定・停止・解除・変更・期間の更新
- 自立支援計画の策定・見直し、自立援助ホームや母子生活支援施設への入居・入所、面会通信制限等

■ 意見聴取等を行う者

- 原則、**児童相談所職員が実施**。
- 意見表明等支援事業の活用により、こどもの求めに応じて**意見表明等支援員**が支援を行うことも有用。

意見聴取等措置
の流れ

Step1
こどもへの説明

Step2
こどもからの意見聴取

Step3
記録作成

Step4
聴取した意見・意向の考慮、
反映の検討

Step5 こどもへの
フィードバック

II 意見表明等支援事業

意見表明等支援事業の実施にあたっては専門的な知識や技術を有する意見表明等支援員の確保が必要

<主な業務内容> こどもの立場に立って、

- こどもの意見の形成を支援（**意見形成支援**）
- こどもの希望に応じ、行政機関や児童福祉施設・里親等の関係機関に対し、意見表明を支援したり、こどもの意見・意向を代弁した上で伝達するために必要な連絡調整をする（**意見表明等支援**）

III こどもの権利擁護に係る環境整備

- 個別ケースに関するこどもの権利擁護の**仕組みの構築**
- **意見表明等支援事業の実施**・活用促進等
- こどもに対する権利や権利擁護の**仕組みの周知啓発**、関係者・関係機関への周知啓発や理解醸成
- こどもの権利擁護に係る環境整備に関するその他の取組

出典：こども家庭庁「第1回児童虐待防止対策部会資料」

児童相談所の機能【一時保護時の司法審査】⑥

令和4年児童福祉法等改正法において、一時保護の開始時の司法審査を導入（公布後3年以内の政令で定める日施行）。



出典：こども家庭庁「第1回児童虐待防止対策部会資料」

03

一時保護所の機能

一時保護所の機能①

児童福祉法

〔一時保護施設の設置〕

第十二条の四 児童相談所には、**必要に応じ**、児童を一時保護する施設を設けなければならない。

児童相談所運営指針

児童相談所設置市に設置された児童相談所については、**原則として**一時保護所を設置するものとする。但し、都道府県が設置する児童相談所の一時保護所の活用や児童福祉施設への委託などにより、一時保護機能が十分に確保できる体制を整えている場合においてはこの限りではない。

他都市の状況（令和5年4月1日時点）

児童相談所設置市は、**全て一時保護所を設置**
（政令指定都市20市、中核市4市、特別区7区 計31団体）

一時保護所の機能②

目的	<ul style="list-style-type: none">○ 子どもの安全の迅速な確保・適切な保護○ 子どもの心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握
あり方	<ul style="list-style-type: none">○ 子どもの安全確保やアセスメントが必要な場合に一時保護を行い、その期間中は子どもと関わり寄り添うとともに、関係機関と連携しながら子供や家族に対する支援内容を検討し方向を定める期間となる。○ 子どもにとっては、養育環境の変化により、精神的にも大きな不安を伴うものであるが、子どもの安全確保のため必要と認められる場合には子どもや保護者の同意を得なくても一時保護を躊躇なく行うべき。
機能	<ul style="list-style-type: none">①緊急保護・・・子どもの安全の確保②アセスメント保護・・・援助方針を立てるための心身状況の把握③短期入所指導・・・心理療法、カウンセリング
判断	<ul style="list-style-type: none">○ 子どもの最善の利益を最優先に考慮
実施場所	<ul style="list-style-type: none">○ 市が設置する一時保護施設（一時保護所）○ 児童福祉施設、里親、警察署など（委託一時保護）
実施の決定権者	<ul style="list-style-type: none">○ 児童相談所長○ 児童相談所設置市の長

一時保護所の機能【委託一時保護の考え方】③

- 乳幼児の場合は可能な限り里親への委託を、学齢以上の子どもはケアの必要性の程度に応じて一時保護所、里親、施設への委託を検討する。

■委託先

- 一時保護の委託先には、児童福祉施設、里親、医療機関、警察署その他適当な者（児童委員、その子どもが通っている保育所の保育士、学校（幼稚園、小学校等）の教員など）があります。
- 委託は受理会議等で慎重に検討し決定します。

■乳幼児の場合

- 子どもの状態に応じて、可能な場合は里親への委託を検討します。
- 緊急保護のため委託先の里親が見つからない場合、または、虐待の影響や心身の疾患や障害があり、よりきめ細かな専門的なアセスメントが必要な場合は、施設への委託を検討します。

■学齢以上の子どもの場合

- 子どもの行動上の問題や虐待の影響等への専門的なケアの必要性の程度に応じて、一時保護所、里親、施設を選択することが必要です。

■委託一時保護を行うことが適当と判断される理由の例

下記に掲げる理由で委託一時保護を行うことが適当と判断される場合には、その子どもを児童福祉施設、里親、医療機関、警察署その他適当な者に一時保護を委託することができます。この場合においては、受理会議等で慎重に検討し決定します。

- 夜間発生した事例等で、直ちに一時保護所に連れてくるのが著しく困難な場合
- 乳児、基本的な生活習慣が自立していないため一時保護所において行うことが適当でない判断される幼児の場合
- 自傷、他害のおそれがある等行動上監護することが極めて困難な場合

- 非行、心的外傷などの子どもの抱えている問題の状況を踏まえれば、一時保護後に、児童自立支援施設、児童心理治療施設あるいは医療機関などのより専門的な機関において対応することが見込まれる場合
- これまで育んできた人間関係や育ってきた環境などの連続性を保証することが必要な場合
- 現に里親等への委託や児童福祉施設等への入所措置が行われている子どもであって、里親等や他の種類の児童福祉施設等あるいは専門機関において一時的に支援を行うことにより、その子どもが抱える問題について短期間で治療効果が得られることが期待される場合
- その他特に必要があると認められる場合

（出典：はじめて一時保護所に着任する職員のためのハンドブック）

一時保護所の機能【夜間業務】④

他市における勤務体制

2交代制

日勤 8:55~17:40、夜勤 17:10~9:50

	日	月	火	水	木	金	土
正1(管理)	×	○	○	○	○	○	×
正2	○	×	★	×	×	○	×
正3	×	×	○	○	○	年休	★
正4	×	○	×	出張	出張	★	×
正5	×	○	×	○	○	×	○
正6	×	×	○	○	○	×	★
正7	○	○	○	×	×	○	○
正8	○	★	×	×	○	○	○
正9	★	×	×	○	★	×	×
正10	×	×	×	★	×	×	○
正11	×	×	○	○	★	×	×
正12	★	×	×	★	×	★	×
会1	○	○	★	×	×	×	○
会2	×	○	○	×	○	★	×
会3	×	×	○	★	×	×	×
会4	×	★	×	×	○	○	×
会5	★	×	×	○	★	×	×
会6	×	★	×	×	○	○	★
会7	×	×	★	×	×	×	○
会8	○	○	×	×	×	○	年休
会9	×	×	×	○	年休	×	○
会10	○	×	○	○	×	×	×
会11	○	○	×	×	○	○	×
夜勤人数	3	3	3	3	3	3	3
内、正職員	2	1	1	2	2	2	2
日勤人数	7	7	7	8	8	7	7
内、正職員	3	4	5	6	5	4	4

表中、正は「正職員」、会は「会計年度任用職員」

「○」は日勤、「★」は夜勤

※ある1週間を抜き出しているため、週の勤務時間計は揃っていない。

1日のスケジュール例（2交代制）

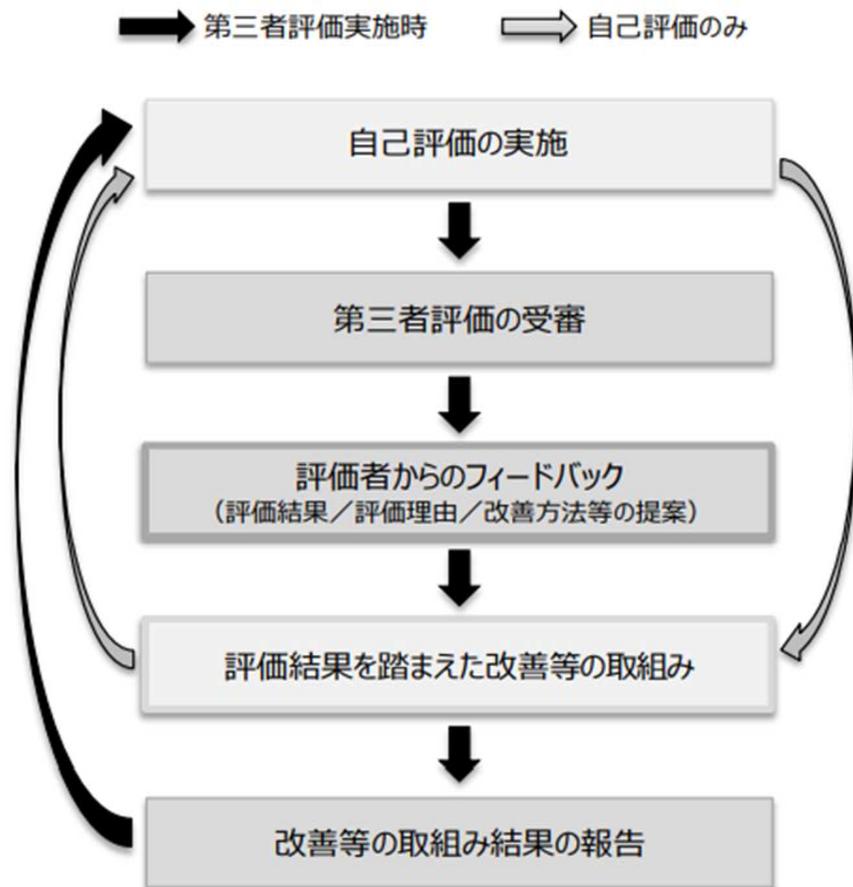
日勤	
始業（引継ぎ）	9:00
・学習の支援	9:30
・一時保護所で担当児童と面接	10:00
・洗濯物の回収・浴室掃除・雑務	11:00
昼休み	
・学習時間の支援 ・備品管理、	12:00
・一保受入準備、委託児の衣服準備	13:00
・退所・入所のための居室の管理	13:30
・運動付き添い	14:00
・所内協議、緊急受理会議	14:30
・所内面接（個別）	15:00
・会議や面接の記録作成など	16:00
・一保委託費の計算、支払	16:30
終業	17:00
夜勤	
始業	17:45
・フリータイムの見守り等	18:00
・児童と一緒に夕食・服薬	19:00
・入浴や遊びの見守り、児童と遊ぶ	21:00
・日記・様子の気になる児童の対応	23:00
・消灯・就寝中の児童の見回り	2:00
・児童日記コメントや記録作成	2:30
・夜間緊急対応 など	3:00
休憩	4:00
・児童日記コメントや記録作成	6:30
・起床・食事準備	7:00
・児童と一緒に朝食・服薬対応	8:00
・居室の整理整頓の声掛け等	8:30
・日勤職員へ引き継ぎ	9:40
終業	

**夜間3名
正職員最低1名
全職員で夜勤対応の
体制**

一時保護所の機能（第三者評価）⑤

第三者評価については、
新たな設備・運営基準（案）において、以下のように示されている。

一時保護施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、**定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。**



出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング
「一時保護された子どもの生活・支援に関する第三者評価の手引き」

児童相談所

実施 箇所数	箇所数 (R4.4.1現在)	実施 割合
32箇所	228箇所	14%

一時保護所

実施 箇所数	箇所数 (R4.4.1現在)	実施 割合
82箇所	149箇所	55%

04

必要な諸室

必要な諸室①

児童相談所（出典：児童相談所運営指針）

所長室、事務室、相談室、会議室、待合室、ファイル室、医務室、心理検査室、心理療法室、宿直室、児童所持品保管室、用務員室、倉庫その他子どもや保護者等の相談援助等に必要な部屋が必要である。

なお、各部屋の配置に当たっては、子どもや保護者等が心理的に安心できる空間作りに配慮することが望ましい。
また、屋外には継続指導等の実施のために十分な広さの子どもの遊び場があることが適当である。

一時保護所改正法の概要（R6.4 施行）

- 一時保護施設については、児童養護施設の設備・運営基準を準用しているが、**新たに一時保護施設独自の設備・運営基準を策定**する。

基準案の概要

★：条例を定めるに当たって従うべき基準

☆：条例を定めるに当たって参酌すべき基準

- 児童の居室、相談室、学習等を行う室、食堂（※1）、屋内運動場又は屋外運動場（※2）、調理室、浴室及び便所を設けること。（※3）★
 - ※1 ユニット（入居定員がおおむね六人以下）を整備し、各ユニットにおいて食事を提供する場合を除く。★
 - ※2 一時保護施設の付近に、屋内運動場又は屋外運動場に代わるべき場所がある場合はこの限りではない。★
 - ※3 加えて、児童三十人以上を入所させる一時保護施設には、医務室及び静養室を設けること。☆
- 児童が安全にかつ安心して暮らすことができるよう、ユニットを整備するよう努めなければならない。☆
- 児童の居室の定員は、四人以下とし、その面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。
ただし、乳幼児のみの居室の定員は、六人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とすること。
☆（面積に係る部分は★）
- 少年（小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者）の居室の定員は、一人となるよう努めるとともに、その面積は、八平方メートル以上となるよう努めなければならない。この場合、複数の児童での利用が可能な居室を設け、児童の福祉のためにその居室を利用させることが適当であると認めるときは、当該児童が利用できるよう努めなければならない。☆
- 居室、浴室及び便所を設ける時は、入所する児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。☆
- 施錠等により児童の行動の制限をしてはならない。また、児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮しなければならない。★

必要な諸室（イメージ）②



必要な諸室（イメージ）③

【男子生活エリア】

男子ユニットゾーン（6人）

個室 トイレ 洗面台 リビング

男子個室（1人）

個室 トイレ 洗面台

浴室 洗面台 入所準備室

【女子・幼児生活エリア】

幼児エリア（4人）

居室 トイレ 洗面台 リビング

女子ユニットゾーン（6人）

個室 トイレ 洗面台 リビング

女子個室（1人）

個室 トイレ 洗面台

浴室 洗面台 入所準備室

共通生活エリア

リビング・プレイルーム
食堂
トイレ

他市の状況（令和4年度）

	児童人口 (15歳未満)	児童虐待相談 対応件数	定員数	平均 入所率	1万人当たり の定員数
港区	35,340	1,029	12	71.7%	3.40
世田谷区	107,762	1,683	26	81.3%	2.41
中野区	30,148	817	12	62.0%	3.98
荒川区	24,086	481	10	89.5%	4.15
江戸川区	84,438	2,002	35	69.2%	4.15
横須賀市	40,317	962	25	98.4%	6.20
金沢市	55,753	693	12	59.7%	2.15
明石市	42,548	602	25	31.1%	5.88
奈良市	39,722	385	12	91.5%	3.02
全国	14,649,000	-	3,445	-	2.35
宮崎市	54,839	690	18	-	3.28

定員18人

男子7人
女子7人
幼児4人

令和3年度に所内保護された宮崎市の子ども85人×
全国の平均保護日数32.7日÷365日
=1日あたりの平均保護人数は8人
8人×2倍+個室対応男女1人ずつ=18人

運営基準の変更により居室面積が
新基準（8㎡/児童×14人=112㎡）
旧基準（4.95㎡/児童×14人=69.3㎡）

**6割
UP**